

## 佐渡市ふるさと納税PR業務委託仕様書

### 1 委託業務名

佐渡市ふるさと納税PR業務委託

### 2 委託業務の目的

ふるさと納税による寄附金を安定的に確保するためには、寄附者に関心を持ってもらえる返礼品の存在が不可欠である。また、全国の返礼品の中から選択してもらうためには魅力的な写真と効果的なPRも必要である。

本業務は、ふるさと納税返礼品の開拓や写真撮影、PRなどを専門的技術や知見を有する民間事業者へ委託することにより、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、寄附者から返礼品を選択いただくことで、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

### 3 委託業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 4 前提条件

当該業務を遂行するにあたり、本市の佐渡産品販売体制事務局\*との連携体制を構築し、産品の魅力化をはじめ、PR及び販売拡大に向けた取り組みを一体的に行うことで、相乗効果と効率化を図ること。

※佐渡産品販売体制事務局とは

販売流通の促進に課題となっている品質向上と窓口の明確化による情報共有・発信強化の推進と一体的なプロモーションや販売戦略展開のための事務局及び販売体制（プラットフォーム）を構築するもの。

### 5 業務内容

#### (1) 返礼品の新規開拓・企画に関する業務

- ・ 本市の返礼品の登録状況や他自治体動向を注視し、傾向に合った返礼品の開拓を行うこと。また、返礼品提供について関心のある事業者が見つかった場合は市へ随時情報提供すること。
- ・ 魅力あるふるさと納税返礼品を開発するため、地場産品の組み合わせ等による新たな商品開発を企画し、事業者連携による商品化を実現すること。なお、事業者の選定にあたっては、市内事業者を優先すること。
- ・ 新たな商品開発とは、佐渡市ふるさと納税の返礼品において既存カテゴリーに登録が

ない商品であることを条件とする。

(2) ふるさと納税返礼品の画像編集に関する業務

- ・ ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品画像への文字入れ編集を 80 品行うこと。
- ・ 編集を行う返礼品画像の選定については市と協議した上で決定すること。
- ・ 画像は完成の都度、JPEG 及び Ai データにより納品すること。

6 実績報告書の提出

報告書（印刷物 1 部と電子データ 1 部）

※電子データのファイル形式は、PDF 及びマイクロソフトワード、エクセルまたはパワーポイント形式とする。また、電子データは CD-R 等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。

- (1) 返礼品の新規開拓・企画の結果報告
- (2) 返礼品の画像編集の結果報告

7 著作権等

本業務による成果品等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）や所有権等は佐渡市に帰属するものとする。受託者は佐渡市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

8 その他

- ・ 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3 年間の範囲内で地方自治法施行令第 167 条の 2 各号により随意契約し継続することがある。
- ・ 仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義がある場合は、本市と協議のうえ定める。